

## 令和5年度 浦安市立美浜南小学校 いじめ防止基本方針

### 1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

#### (1) 基本理念

いじめはいじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与え、時には、児童の生命・身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。また、いじめの問題は、特定の一部の児童の問題ではなく、どの学級、どの児童にも起こりうる問題である。

本校では、いじめの問題は学校における最重要課題の一つであると捉え、児童をいじめに向かわせることなく、いじめを生まない土壌を作るために、児童自身も含めて、学校・家庭・地域・関係機関等が一体となった組織づくりや継続的な取組を行い、未来に向かって夢を持ち、豊かに生きる子どもたちを育てていく。

#### (2) 学校及び職員の責務

- ① いじめを未然に防ぐため、学校に携わる教職員一人ひとりが、改めていじめ問題の重要性を認識し、日ごろからいじめを許さない学校運営・学級経営等に努める。
- ② いじめの兆候を把握した際は、迅速に学校全体で対応するとともに、家庭や地域、教育委員会を含めた関係機関との連携と適切な対応を図る。
- ③ 本基本方針については、児童や保護者等に周知を図るとともに、年度毎に対策等を見直し、学校・家庭・地域が連携・協力していじめ問題の克服に努める。

### 2 いじめの防止等のための対策の基本となる事項

#### (1) いじめの定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

#### (2) 基本施策

##### ① 学校におけるいじめの防止

###### ア いじめについての共通理解

- ・いじめの態様や特質、原因・背景、具体的な指導上の留意点等について生徒指導会議で積極的に取り上げ、平素から共通理解を図る。児童に指導すると決めたことは、全学級で同時に指導する。
- ・各教員は、児童に接する場面で、相手を傷つける言動があれば適宜指導し、「いじめは人間として絶対に許されない」との認識を学校全体で共有する。

###### イ いじめに向かわない態度・能力の育成

- ・ルールやマナーの意義を理解させ、規律のある学習態度・生活態度を身につけるよう努める。
- ・一人一人が認められ居場所のある学級経営に努める。
- ・様々な人と関わる活動（全校遠足、フレンドリータイム、兄弟学年交流・清掃、幼稚園児との交流、お年寄りとの交流、障害のある方との交流など）により、他人の気持ちを共感的に理解できる情操を培い、自他の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重する態度を養う。
- ・自他の意見の相違があっても建設的に調整し、解決していける力、自分の言動が相手や周りにもどのような影響を及ぼすかを判断して行動できる力など、児童が円滑に他者とコミュニケーションを図る能力を育む。

###### ウ 自己有用感や自信を育む

- ・児童が他者の役に立っていると感じ取れる機会の設定に努める。  
(全校遠足等 縦割り活動の工夫・委員会活動・学級の係活動・上記の「人と関わる活動」など)
- また、日々の教育活動において、児童が「自分で出来た」という達成感を味わえる指導に努める。

エ 児童の発達段階に応じて、主体的にいじめをなくしていこうとする心情を育てる

- ・児童がいじめの問題について主体的に考え、いじめの防止を訴えるような取り組みを推進する。  
(いじめをなくす・おこさないための話し合いなどを各学級で)

オ 指導上の注意

- ・ストレスを他人にぶつけるのではなく、運動・スポーツや読書などで発散したり、誰かに相談したりするなど、ストレスに適切に対処できる力を育む。
- ・教職員の言動が、児童を傷つけたり、他の児童によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。

## ② いじめの早期発見のための措置

ア いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけあいを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識する。

イ 日頃からの児童の見守りや信頼関係の構築等に努め、児童が示す変化や危険信号を見逃さないようアンテナを高く保つ。

ウ ささいな兆候であっても、いじめの可能性を疑い、早い段階からの確に関わりを持ち、いじめを隠したり軽視したりすることなく、いじめを積極的に認知する。

### ○日常的な観察

- ・休み時間や放課後などの児童の様子に目を配り、交友関係や悩みの把握に努める。

### ○教育相談の充実

- ・個人面談や家庭訪問の機会を活用する。
- ・教育相談週間（こころのアンケート調査の時期）の設定などにより、悩みを聞く機会を設ける。

### ○相談窓口の周知

- ・保健室やおひさまルーム（SLC）の利用、電話相談窓口（※「浦安市いじめ110番」を含む）について周知する。

### ○アンケートによる調査（年4回／実施時期6月・9月・12月・1月）

- ・生活全般やいじめに関するアンケート（心のアンケート）を定期的実施し、安心していじめを訴えられるようにするとともに、一人ひとりの状況の把握に努める。

## ③ インターネットを通じて行われるいじめに対する対策

ア ネット上の不適切な書き込みについては、被害の拡大を避けるため、直ちに削除する等の措置をとる。

イ インターネットや携帯電話を利用したいじめ（ネットいじめ）への対応として、児童生徒に情報モラルを身に付けさせる指導の充実を図るとともに、インターネットを通じて行われるいじめを防止し効果的に対処することができるよう、児童生徒及びその保護者に対して、必要な啓発活動を行う。

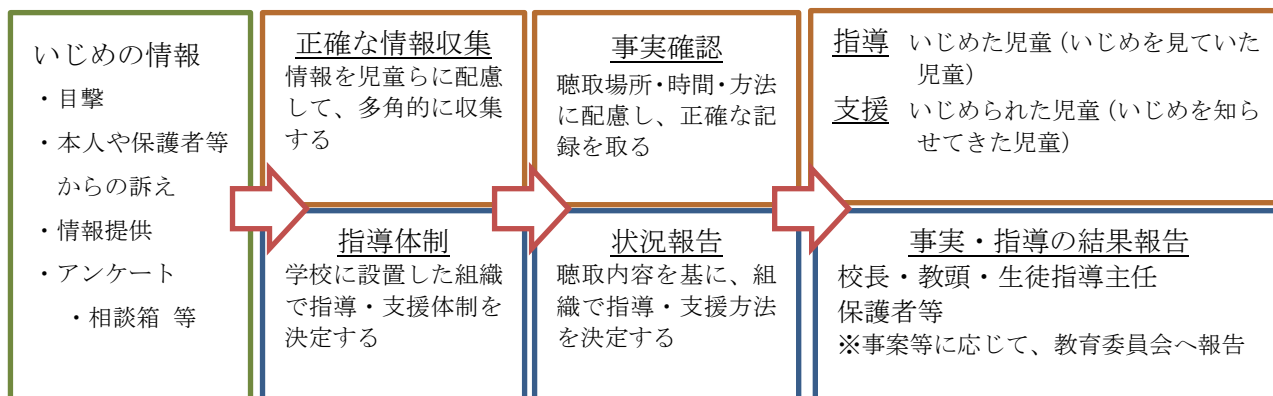
## (3) 組織

いじめの防止等を行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

校長、教頭、生徒指導主任、学年主任、学年生徒指導担当教員、担任、教育相談担当教員、養護教諭、カウンセラー

※その他、必要に応じて関係職員を追加する。

(4) 組織的ないじめ対応の流れ



3 学校評価における留意事項

いじめの事実が隠されず、その実態把握や対応が促されるよう、学校評価に次の項目を加え、適正に自校の取り組みを評価する。

- (1) いじめの未然防止や早期発見に係る取り組みに関すること。
- (2) いじめを把握した際の迅速かつ適切な対応、組織的な取り組み等に関すること。